

改正

平成25年 1 月25日杉並第55339号
平成26年 1 月20日杉並第53270号
令和 3 年 3 月 3 日杉並第62485号
令和 6 年 3 月 5 日杉並第65370号
令和 6 年12月19日杉並第53284号
令和 7 年 9 月15日杉並第32665号
令和 8 年 3 月 5 日杉並第63771号

杉並区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱

杉並区施工能力等審査型総合評価方式の試行要綱（平成21年12月28日杉並第46146号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、杉並区（以下「区」という。）が発注する建設工事における安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力等審査型総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 契約担当者 杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。
- （2） 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- （3） 二級技術者 一級技術者以外の者であって、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものと認定された者
 - イ 他の法令の規定による免許又は免状の交付を受けることによって直ちに建設業法第7条第2号ハに該当することとなるものと認定された者
- （4） その他の技術者 建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- （5） CORINS 財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスをいう。
- （6） 工事成績評定通知書の総評定点 杉並区工事成績評定要綱（平成15年3月18日杉政経発第871号）第12条の規定により通知された過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- （7） 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注公告を開始する日の直前のものを言う。ただし、発注公告を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

（対象工事等）

第3条 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事は、予定価格5,000万円以上の工事案件から選定する。ただし、共同企業体に対する発注工事を除く。

- 2 対象工事の選定は、工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）と契約担当者との協議の上決定する。
- 3 工事主管課長が、契約の内容に適合した履行を確保するため必要と認める場合は、契約担当者との協議により第1項の規定にかかわらず、施工能力等審査型総合評価方式の対象工事とすることができる。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第4条 区長は、落札者決定基準を決定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取しなければならない。

- （1） 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者決定時における再度の意見聴取の必要性

- 2 区長は、前項第2号の意見聴取の結果、再度の意見聴取が必要との意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見聴取を行わなければならない。

(施工能力等審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力等審査型総合評価方式の入札は、一般競争入札による。

- 2 第7条に規定する工事成績評定点算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満であるものは、入札参加を認めない。

(評価の方法)

第6条 施工能力等審査型総合評価方式の評価は、価格点と施工能力評価点を合計した評価値による。

- 2 価格点の算定は次のとおりとする。

(1) 入札価格が、杉並区競争入札実施要綱第5条第1項及び第2項により設定する低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という）以上の場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 入札価格が、低入札調査基準価格未満の場合

$$100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格}) - \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})\}$$

上記計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を0点とする。

- 3 施工能力評価点の算定は、工事成績評定点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点、企業の地域貢献等への評価点の合計による。

- 4 施工能力評価点の点数配分は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \text{工事成績評価点} : \text{配置予定技術者の資格点} : \text{配置予定技術者の実績点} : \text{地域貢献等評価点} \\ & = 15点 : 3点 : 2点 : 12点 \end{aligned}$$

(工事成績評定点の算定方法)

第7条 工事成績評定点は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、表1のとおり算定する。

表1

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評定点
0点以上20点未満	0
20点以上30点未満	1
30点以上40点未満	2
40点以上50点未満	3
50点以上55点未満	4
55点以上60点未満	5
60点以上62.5点未満	6
62.5点以上65点未満	7
65点以上67.5点未満	8
67.5点以上70点未満	9
70点以上72点未満	10
72点以上74点未満	11
74点以上76点未満	12
76点以上78点未満	13
78点以上80点未満	14
80点以上100点以下	15

- 2 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てを行い小数第1位とする。

- 3 工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。
- 4 工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点とし、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき工事成績評定通知書の総評定点を60点として、それぞれ算定する。
- 5 工事成績評定通知書の総評定点は、区の発注工事に限る。
- 6 工事成績評価点算定の対象工事は、建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（杉並区告示第770号平成24年9月28日）の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に区長が指定する。
（配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法）

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、次のとおり算定する。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。
ただし、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者としてかかわった場合に2点、主任技術者としてかかわった場合に1.5点、現場代理人又は担当技術者としてかかわった場合に1点、類似工事について監理技術者としてかかわった場合に1.5点、主任技術者としてかかわった場合に1点、現場代理人又は担当技術者としてかかわった場合に0.5点とする。
- (3) 前号の同種工事は、CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
- (4) 第2号の類似工事は、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (5) 予定価格が2,500万円未満の工事、同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事若しくは設備工事の改修工事又は複数の単価の合計により入札を実施する単価契約の場合、第2号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- (6) 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。
（地域貢献等評価点）

第9条 地域貢献等評価点については、申請日現在で、次のとおり算定する。

- (1) 区内業者点
杉並区競争入札参加資格者名簿において、区内に本店を置き、営業の本拠地を有する者は3点とする。
区内に代理人を設置し、かつ、支店又は支社等の営業所を置き営業している者で、杉並区競争入札実施要綱（平成14年4月1日杉政経発第137号）第2条の2による認定を受けた者は1点とする。
- (2) 災害協定点
区との災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は1点とする。
- (3) 災害活動実績点
発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区からの出動要請に基づく災害応急対策業務に従事した実績が2度以上ある場合は1点とする。
- (4) 震災救援所活動実績点
発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区内の震災救援所の運営及び訓練に継続して参加した場合は1点とする。
- (5) ボランティア活動実績点
発注工事を公告した日の属する年度の過去3年度間で、区が主催又は共催する事業等に企業としてボランティア活動に継続して参加した場合は1点とする。
- (6) 品質管理点
第1号における営業拠点で、品質マネジメントシステム（ISO9000シリーズ）の認証を取

得している場合は1点とする。

(7) 環境配慮点

杉並区環境配慮優良事業者認定制度実施要綱（令和6年9月26日杉並第35251号）第2条に基づき認定を受けている場合は、次に掲げる認定の区分に応じ算定する。

ア 環境配慮優良事業者 2点

イ 環境配慮認定事業者 1点

(8) 雇用対策点

次に掲げるとおり算定する。

ア 次のいずれかに該当する場合は0.5点とする。

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る雇用義務がある建設業者であって、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条による雇用義務がない建設業者であって、障害者を雇用している場合

イ 次のいずれかに該当する場合は0.5点とする。ただし、(ア)及び(イ)にともに該当する場合であっても0.5点とする。

(ア) 発注公告期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に杉並区子育て優良事業者表彰実施要綱（平成19年2月9日杉並第75608号）第2条に定める表彰を受けている場合

(イ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に定める認定を受けている場合

ウ 発注公告期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に東京都が定める東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度による認定を受けている場合は0.5点とする。

エ 当該発注工事において、配置予定技術者が女性の場合は0.5点とする。

（落札者の決定方法）

第10条 区長は入札価格が、予定価格の制限の範囲内であり、第6条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の対象工事については、杉並区低入札価格に関する調査規程（平成12年訓令甲第50号）に基づく審査を行い、落札者を決定する。

2 区長は前項の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（公告事項）

第11条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公告の際において、次に掲げる事項について具体的に明示する。

(1) 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事であること。

(2) 提出資料の様式及び提出方法

(3) 価格点の評価方法

(4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法

(5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。

(7) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

（資料の提出等）

第12条 入札参加希望者は、一般競争入札参加希望申請を行うとともに、公告事項に基づき、施工能力評価点申告書（第1号様式）、地域貢献等申告書（第2号様式）、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

（施工能力評価点の審査）

第13条 施工能力評価点の審査に当たっては、公告事項において区が示した評価方法により評価する。

（委任）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施工前に杉並区施工能力等審査型総合評価方式試行要綱により実施及び手続きを開始した案件は、本要綱を適用したものとみなす。

附 則（令和6年3月5日杉並第65370号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、施行日以後に区が発注する建設工事に係る入札について適用する。

附 則（令和6年12月19日杉並第53284号）

- 1 この要綱は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、施行日以後に区が発注する建設工事に係る入札について適用する。

附 則（令和7年9月15日杉並第32665号）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、施行日以後に区が発注する建設工事に係る入札について適用する。

附 則（令和8年3月5日杉並第63771号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後に区が発注する建設工事に係る入札について適用する。

様式 略